

# ブロック代表者の役割について

## 1. ブロック代表者の選出と任期

- ①ブロック代表者は、上甲子園1丁目福祉会の会則第12条および付則1に基づき、班長の中からブロック毎に各1名選出していただきます。
- ②ブロック代表者の任期は、毎年4月に開催する通常総会から翌年の通常総会迄の1年間です。

## 2. 福祉会役員会への出席

- ①通常総会終了後の4月から翌年3月末までに原則月1回開催される定例役員会および臨時役員会に出席をお願いします。
- ②役員会は、原則として春風地区社会福祉協議会の理事会が開催される週の週末に開催します。
- ③役員会の開催日時は、通常総会終了後に開催する役員会初会合において、出席役員の意向や要望を考慮して決定します。
- ④役員会の開催時間は原則として1時間とします。但し、議事内容によって30分から1時間程度延長することがあります。

## 3. 回覧文書および各戸配付文書の班長への中継配付

- ①町会が発行する町会だより等の回覧文書および宮っ子等の各戸配付文書を班長さんに中継配付をお願いします。詳しくは、本会誌に掲載の「ご家庭に回覧が届くまで」および「ご家庭に宮っ子等が届くまで」をご覧ください。
- ②回覧文書および各戸配付文書は、原則として毎月開催する役員会においてブロック別に必要部数を配付します。但し、役員会配付に間に合わない至急を要する回覧文書は、発生都度にブロック代表者宅に必要部数をお届けします。
- ③行事等の申込締切日のある回覧文書は、班長に対して締切日を考慮した中継配付をお願いします。
- ④申込み用紙が添付されている回覧文書は、申込の有無に関係なく班長から確実に申込み用紙を回収して下さい。回収した申込み用紙は、指定日までに回覧文書に記載した役員に提出して下さい。

## 4. 班長が長期間不在になる場合や他地区に転出する場合の対応

自ブロックに属する班長が長期間不在になる場合や他地域に転出する場合は、速やかに代行班長を決定して会長または会計に連絡して下さい。

## 5. 複数の班をまたぐ課題の解決

ゴミの収集に関する問題や不法投棄問題等、隣接する複数の班が共同で対応する必要がある課題については、関係する班長を招集してブロック班長会を開催して課題解決を図って下さい。

## 6. 春風社会福祉協議会主催行事への参加と協力

春風小学校校区全域を管轄する西宮市春風地区社会福祉協議会および西宮市が春風公民館で開催する行事への協力と参加をお願いします。対象となる行事と担当は、別途役員会で決定します。

## 7. その他

災害等発生時の緊急連絡および福祉会行事に係わる事案は、役員を通じて都度連絡致しますので協力をお願いします。